

名古屋市フリースクール等利用料補助金交付要綱

(通則)

第1条 名古屋市フリースクール等利用料補助金（以下「補助金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 学校に行きづらさを感じる児童生徒の多様な学びの場を保障するとともに、学校教育への復帰も視野に入れた学校、家庭、フリースクール等の連携を深めることで、児童生徒の健全な育成及び将来的な社会的自立を図るため、フリースクール等を利用する児童生徒の保護者を対象として、フリースクール等の利用料の補助金を交付するに際し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校及び特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。
- (2) 児童生徒 学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒であって、第7条に定める補助対象期間に名古屋市立の学校に在籍する者をいう。
- (3) 不登校の児童生徒 前項に定める児童生徒のうち、欠席日数にかかわらず、何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因又は背景によって、出席しない又はすることができない状況にある者をいう。
- (4) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。ただし、親権を行う者が当該児童生徒と別居し、かつ、監護及び教育を行わないと認めるときは、当該児童生徒と同居し、かつ、監護及び教育を行う者を保護者とみなす。
- (5) 利用料 フリースクール等から定期的又は利用の都度請求される料金のうち、不登校の児童生徒に対する支援の提供に係る対価をいう。ただし、入会金のほか利用料とは別に請求される料金を除く。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、申請に係る不登校の児童生徒（以下「申請児童生徒」という。）の保護者であって、申請時点において、市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請児童生徒が、原則として学校が課業している時間帯（概ね9時から15時頃。以下「課業時間」という。）に、次条に定める施設（以下「フリースクール等」という。）に通所している者
- (2) 申請児童生徒の通うフリースクール等の利用料を負担している者

- (3) 申請児童生徒の在籍する学校（以下「在籍校」という。）と日常的に連絡をとることができる者
 - (4) 市長及び在籍校に対して、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び申請児童生徒に係る交付の申請（以下「交付申請」という。）並びに補助金の交付に係る情報を提供することを承諾する者
 - (5) 名古屋市フリースクール等利用料補助金通所状況報告書（第11号様式）の内容について、市長及び在籍校がフリースクール等に確認することを承諾する者
 - (6) 第6条に規定する補助対象経費について本市以外の者から補助を受けていない者
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の事情により、特に必要と認める者を交付対象者にすることができる。

（フリースクール等）

第5条 本事業におけるフリースクール等は、愛知県内に所在する民設・民営の通所型施設（法令等により設置・認可等がされている施設を除く。）であって、次に掲げる全ての事項に該当する施設とする。

- (1) 不登校の児童生徒に対する支援を行うことを主たる目的として、活動している施設
- (2) 児童生徒の健全育成及び将来的な社会的自立を図るために活動している施設
- (3) 不登校の児童生徒の在籍校及び名古屋市教育委員会との連携・協力体制が構築できる施設
- (4) 申請児童生徒の毎月の通所状況及び活動内容等を、名古屋市フリースクール等利用料補助金通所状況報告書（第11号様式）により、在籍校に報告することができる施設
- (5) 原則として週1日以上、学校の授業時間に開所している施設
- (6) 保護者等に対して、ホームページ等を通じて運営状況や料金体系を明らかにするなど適切に情報提供を行っている施設
- (7) 施設運営者の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する者）のみを利用対象としていない施設
- (8) 本事業の実施に必要な範囲において、本市によるヒアリング及び現地確認を承諾する施設
- (9) 法令等により設置・認可等されている施設か否かを確認する必要があると市長が認める場合、当該設置・認可等を所管する機関と市長が当該施設に係る情報を共有することについて同意できる施設
- (10) 政治活動又は宗教活動を主たる目的として活動していない施設
- (11) 施設の運営主体が暴力団（名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）でない施設
- (12) 施設の運営主体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）に該当する者がいない施設

（補助対象経費）

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付対象者がフリースクール等に支出する利用料とする。

2 複数のフリースクール等に通所している場合は、それぞれに支出する利用料の合計額を補助対象経費とすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下「休日等」という。）のフリースクール等の日額利用料

(2) 申請児童生徒が休日等でない日に一度もフリースクール等に通所していない月に係る利用料

（補助対象期間）

第7条 補助対象期間は、交付申請月又はフリースクール等への通所を開始した月のいずれか遅い月から、フリースクール等への通所を終了する月（通所の終了が翌年度以降となる見込みである場合には、当該年度の3月）までとする。

2 前項の規定にかかわらず、令和8年度に限り、補助対象期間の開始月を令和8年4月まで遡ることができる。

（補助金の額）

第8条 1月あたりの補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 保護者が教育委員会就学援助規則（平成15年1月29日名古屋市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）の規定により申請児童生徒に係る就学援助の認定を受けている者（以下「就学援助認定保護者」という。）の場合又は名古屋市立特別支援学校に在籍する申請児童生徒の保護者であって、規則の規定による就学援助の認定を受ける者と同程度に経済的に困窮していると名古屋市教育委員会が認めるものである場合

1月当たりの補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、フリースクール等を利用した児童生徒1人につき、月額22,000円を限度とする。）

(2) 前号以外の場合

1月当たりの補助対象経費に4分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、フリースクール等を利用した児童生徒1人につき、月額11,000円を限度とする。）

2 補助金の額は、第7条に規定する補助対象期間における前項の金額を合算した額とする。

3 この補助金は予算の範囲内において交付する。

（交付申請）

第9条 申請者は、次に掲げる各号の書類を市長が指定する期限までに市長に提出しなければならない。

(1) 名古屋市フリースクール等利用料補助金交付申請書（第1号様式）

- (2) 名古屋市フリースクール等利用料補助金に係る確認書（フリースクール等用）（第2号様式）
- 2 前項に規定する申請に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、保護者が就学援助認定保護者である場合は、第2号に掲げる書類の添付を要しない。
 - (1) 運転免許証等本人であることが確認できる書類
 - (2) 申請者の世帯全員の住民票（直近3か月以内のもの）の写し等、申請者の住所及び申請者が申請児童生徒の保護者であることが確認できる書類
 - (3) 補助金の交付を受ける受取口座が確認できる書類
- 3 第1項に規定する提出期限は当該年度の7月末日とし、第7条に定める補助対象期間内の実績及び見込みに基づき申請することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には2月15日を提出期限とする。
 - (1) 前項に規定する提出期限の翌日以後に申請児童生徒がフリースクール等への通所を開始する場合
 - (2) その他市長が特別の理由があると認めた場合
- 5 令和8年度に限り、第3項中「7月末日」とあるのは「9月末日」と読み替えるものとする。この場合において第4項は、当該読み替え後の期限を基準として適用する。

（申請書の点検・審査及び不備の補正）

第10条 市長は、申請書が提出されたときは、申請書の記載事項並びに添付書類の有無及び添付書類があるときはその内容について点検・審査し、申請書に不備があるときは、相当の期間を定めてその補正を命ずることができる。ただし、不備が軽微であって、決定に影響のないものと認められるときは、市長は、職権で補正することができる。

- 2 市長は、前項に規定する点検・審査にあたって必要があると認める場合には、在籍校及び申請児童生徒が通所するフリースクール等に対し、申請内容に係る情報の提供を求めることができる。

（申請書の受理又は却下）

第11条 市長は、前条に規定する点検・審査の結果により、その申請の受理又は却下を決定するものとする。この場合において、次に掲げる申請については却下するものとする。

- (1) 第4条に定める交付対象者以外の者によって行われた申請
- (2) 第9条第3項から第5項までに定める当該年度の申請期限経過後に行われた申請
- (3) 第9条第3項から第5項までに定める当該年度の申請期限内に行われた2回目以降の申請
- (4) 前条に規定する補正が行われない申請

（交付決定）

第12条 市長は、前条の規定により申請書を受理した場合、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定した場合は、名古屋市フリースクール等利用料補助金交付決定通知書（第3号様式）により、不交付を決定した場合は、名古屋市フリースク

ル等利用料補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第13条 申請者は、補助金の申請を取り下げようとするときは、名古屋市フリースクール等利用料補助金交付申請取下書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（内容の変更等）

第14条 第12条の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請の内容に変更が生じた場合には、名古屋市フリースクール等利用料補助金変更承認申請書（第6号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該変更が軽微な変更であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項の変更承認申請は、原則として変更事由が生じた月の翌月15日までに行わなければならない。ただし、3月に変更事由が生じた場合には、原則として3月15日までに申請を行わなければならない。

3 市長は、第1項の変更承認申請を受けたときは、その内容の審査を行い、変更承認の可否を決定する。変更を承認したときは名古屋市フリースクール等利用料補助金変更承認通知書（第7号様式）により、変更を承認しなかったときは名古屋市フリースクール等利用料補助金変更不承認通知書（第8号様式）により変更承認申請者に通知する。なお、市長は、審査に必要な限りにおいて、在籍校及び通所するフリースクール等に対し、申請内容に関する確認を行うことができる。

（交付決定の取消申請）

第15条 交付決定者は、第4条に定める交付対象者の要件を満たさなくなった場合には、速やかに名古屋市フリースクール等利用料補助金交付決定取消申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第16条 交付決定者は、次項及び第3項に定める期間ごとに名古屋市フリースクール等利用料補助金実績報告書（第10号様式）及び名古屋市フリースクール等利用料補助金通所状況報告書（第11号様式）に関係書類を添えて、市長が指定する期限までに、市長に提出するものとする。

2 前項の期間は、次のとおりとする。

- (1) 第1期（4月1日から7月31日まで）
- (2) 第2期（8月1日から11月30日まで）
- (3) 第3期（12月1日から3月31日まで）

3 令和8年度に限り、第1項の期間は、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 第1期（4月1日から9月30日まで）
- (2) 第2期（10月1日から3月31日まで）

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条に定める実績報告の審査及び必要に応じて行う調査等により、その報告内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、名古屋市フリースクール等利用料補助金補助金額確定通知書（第12号様式）により、交付決定者に通知する。

(補助金の請求)

第18条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けた場合において、補助金の交付を受けようとするときは、名古屋市フリースクール等利用料補助金交付請求書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があった場合、その内容を適当と認めるときは速やかに補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第19条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第4条に定める交付対象者の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (5) 第12条の交付決定をした後に、第13条の補助金の交付申請の取下げがあったとき。
- (6) その他補助金を交付することにつき市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、名古屋市フリースクール等利用料補助金交付決定取消通知書（第14号様式）により、交付決定者に通知する。

3 第1項の規定は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第20条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(書類等の整理保管)

第21条 交付決定者は、交付を受けた補助金についての証拠書類を整理し、補助を受けた年度の終了後、5年間保管しなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第22条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

【改正等履歴】

施行日 令和8年4月1日